

山陽小野田市農業委員会

第 1 3 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 1 2 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦

4. 欠席委員

1 3 國 吉 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 53号 農地法第3条 権利の移動

議案第 54号 農地法第4条 転用

議案第 55号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 56号 農用地利用集積計画について

議案第 57号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 銭 谷 憲 典

事務局次長 藤 上 尚 美

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 13 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 （起立、礼、着席） 本日の欠席委員は國吉委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 本日の議事録署名は 10 番池田委員と 11 番辻村委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 53 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。 議案第 53 号番号 40 について議案書をもとに説明いたします。 2 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 3 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 ■■■■地区になります。 7 月 5 日に事務局 2 名と村上委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。 周辺の状況は、■■■■は県道と旧河川の石積に囲まれた農地で、■■■■は南側の山の側面の下道路際となっています。 申請地の状況は、草刈りがされていました。 譲渡人は家を譲渡し、そこに隣接した農地は自宅から遠方であり、維持管理が困難なことから、譲渡するそうです。 譲受人は 1 ha を耕作中で、農業機械も揃っており耕作可能です。 以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 53 号番号 40 に賛成の方の挙手を求めます。

局長	(全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 41 について事務局の説明を求めます。 議案第 53 号番号 41 について議案書をもとに説明いたします。 4 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する第 1 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 5 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 1 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 7 月 5 日に事務局 2 名と中島委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。 東側は道路、南側が保全管理中の田、西側は国道、北側は譲受人の所有地です。 申請地の状況は、譲受人が現在耕作中の畑で、引き続き耕作をされるということです。 その他問題となることはありませんでした。 以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 53 号番号 41 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に議案第 54 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 4 条の許可申請は 3 件です。 議案第 54 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。 7 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 8 ページをご覧ください。 本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満

	たしていると考えられます。 次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 ■■■■北部の■■■■地区になります。 周辺の状況は、北側の県道の下で、県道と川に挟まれた農地です。 申請地の状況は、草地となっており、農地としての利用が困難なため、植林をするとのことです。 雨水に関しては川へ自然流下で、汚水は発生しません。 埋立法面の処理ありません。 申請地への進入路の位置は、図面西側で、幅員は3 mです。 周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。 境界に関しては、既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題はありません。 これで報告を終わります。 植林とのことですが、何を何本植えるのですか。 クヌギを400本です。 通作距離はどれくらいですか。 自宅は申請地からは少し距離がありますが、実家がこの地区です。 わかりました。 他に何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第54号番号4に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号5について事務局の説明を求めます。 議案第54号番号5について議案書をもとに説明いたします。 9ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は10ページ、土地利用図は11ページをご覧ください。 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 7番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側に道路と水路、東側は2 m上にある農地の側面に
議長 局長 議長 局長 議長	
局長	
議長 7番	

	なります。西側にはアパートがあります。 申請地の状況は既に駐車場となっておりました。 雨水処理に関しては、北側の水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立法面の処理はありません。 申請地への進入路の位置は、図面北側で、幅員は3 mです。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 境界に関しては、既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。
議長	何か質問はありませんか。
局長	無ければ私から質問ですが、図面内にある①や②は何ですか。
議長	駐車枠です。2台分という意味で①と②と記載しています。
局長	借りる人は決まっていますか。
	近くの方が借りるようになっています。また、貸駐車場は台数の8割以上が決まっていないと許可が出ません。今回の申請では2区画とも借り方がおり、契約書の写しも添付してあります。
議長	わかりました。 他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第54号番号5に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号6について事務局の説明を求めます。
局長	議案第54号番号6について議案書をもとに説明いたします。 12ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は13ページ、土地利用図は14から18ページをご覧ください。 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
12番	現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、東側が宅地と進入路、南側が宅地、西側が道路と水路で、北側は保全管理された田でした。 申請地の状況も保全管理された農地でした。 雨水処理に関しては、東側の進入路脇の水路に流します。

議長

汚水処理に関しては、公共下水道に接続します。

埋立は行いません。

境界に関しては、既設構造物や畦畔で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 54 号番号 6 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 8 件です。

議案第 55 号番号 56 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 22 ページ、土地利用図は 23、24 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

7 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置については事務局から説明がありましたので省略します。

周辺の状況は、市道に面した細長い農地となっています。

申請地は、十数年前に埋め立てられ、駐車場となっていました。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は約 3 m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界につきましては、既設構造物、道路側溝で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、申請者、受け人も渡し人も同じ名前ですが、住所を変えただけですか。

局長 神社の駐車場として使用しており、その名義が個人名だったものを自らが宮司を務める神社に寄付するものです。

議長 わかりました。

他に質問がないようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 55 号番号 56 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 57 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 55 号番号 57 について議案書をもとに説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 26 ページ、土地利用図は 27 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が市道で、それ以外は宅地に囲まれていました。

申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては道路側に新設する水路に集めて、西側の用排水路に排水します。

汚水に関しては、公共下水で処理します。

埋立法面の処理は、西側と北側に張りコンクリートとなっています。

申請地への進入路の位置は図面南側からで、幅員は約 5 m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、境界杭と既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、申請者は 2 名とも苗字が同じですが、兄弟ですか。

局長 親子です。父親から子供に贈与するものです。

議長 わかりました。

	他に質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
5 番 局長	これは贈与をしてから転用をするのですか。 所有権移転と転用を同時に行います。譲渡人から譲り受けた農地をアパートに転用するということです。
5 番 議長 局長 議長	わかりました。 ちなみに譲受人は県外居住ですが、問題ないのですか。 アパートを経営するということなので問題ないと思います。 わかりました。 他に質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 55 号番号 57 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 58 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 55 号番号 58 について議案書をもとに説明いたします。 28 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 29 ページ、土地利用図は 30 ページをご覧ください。 本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。
議長 1 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、東側が道路、南側が付け替えられた水路、西側は保全管理された農地、北側は水路の法面となっています。 雨水処理に関しては、南側の水路に排水します。 埋立は行いません。 境界に関しては、長狭物等で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案 55 号番号 58 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 59 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 55 号番号 59 について議案書をもとに説明いたします。

31 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 32 ページ、土地利用図は 33 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が農地で草地となっており、東側には市道、南側は宅地、西側は農地で、栗や柿等の果樹が耕作されていました。

申請地は、既に埋め立てられており、資材置場となっておりました。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

污水に関しては発生しません。

埋立法面の処理はブロック積みです。

申請地への進入路の位置は図面東側からで、幅員は 3 m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、測量杭と既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、申請地と北側の農地は一枚の田になっていると思うのですが、境界はあるのですか。

局長 元々は一つの農地となっていて、今回申請するにあたり、分筆を行っています。境界は境界杭で分けております。

議長 分筆はちゃんとしてあるのですね。

局長 分筆して登記してあるので、別の地番がついております。

議長 分かりました。

他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 55 号番号 59 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長	次に番号 60 について事務局の説明を求めます。 議案第 55 号番号 60 について議案書をもとに説明いたします。 34 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 35 ページ、土地利用図は 36 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 1 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 祖母の農地を分筆して自己用住宅を建設するものです。 分筆しても同じ敷地内なので、境界杭はなく、敷地面積 495 m²を確保する目安としての杭がありました。 果樹等が植えてある部分もあり、そこから道路までを境とするような形となっています。 進入路は東側の市道からです。 污水に関しては公共下水に接続します。 埋立は行いません。 境界につきましては現況の構築物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
6 番	転用のために 495 m²で分けていますが、残りの土地は農地として使えるのですか。
局長	現在残っている部分には果樹が植えてあり、その果樹を細い部分に移植するそうです。
6 番	ここは既に造成してあるのですか。
局長	現状道路と同じ高さになっています。
6 番	これは分筆せずとも、○m²中の○m²で転用の申請ができたのではないのですか。
事務局	既に分筆済みで、地番がついております。また、母屋と車庫を建てて、建ぺい率が 22%を超えていますので規定以内です。
6 番	わかりました。

議長	他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 55 号番号 60 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 61 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 55 号番号 61 について議案書をもとに説明いたします。 37 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 38 ページ、土地利用図は 39 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 1 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、東側は田植えが終わった田、北と南が道路と水路、西側は保全管理中の土地となっていました。 雨水処理に関しては南側の水路に排水します。 汚水の発生と埋立はありません。 境界に関しては既設構造物、畦畔で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。 何か質問はありませんか。
議長	無ければ私から質問ですが、この申請地近辺は圃場整備が終わっているのですか。
局長	実施していないようです。
議長	わかりました。 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 55 号番号 61 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 62 と 63 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
局長	議案第 55 号番号 62 と番号 63 は関連がありますので、一括して議案書をもとに説明いたします。 番号 62 から説明いたします。40 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定めら

れた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は41ページ、土地利用図は42ページをご覧ください。

次に番号63です。43ページをご覧ください。

申請地は、番号62の南側の隣接地で第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は44ページ、土地利用図は45ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

12番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、太陽光発電施設と保全管理地でした。

雨水処理に関しては、南側水路に排水します。

境界に関しては、少し確認しづらい点もありましたが確認済みです。

番号63に関しては今説明した申請地の工事用仮設道路となります。

工事完了後は現状に復旧するとのことです。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第55号番号62及び63に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 46ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、番号40から41までの2件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第22号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第56号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 48ページをご覧ください。

議案第56号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積

議長

計画は、整理番号 77 番から 78 番までの 2 件、4 筆、7,632 m²です。

ご審議の程お願いします。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 56 号は原案どおり決定することとします。

次に、議案第 57 号「山陽小野田市農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

49 ページをご覧ください。

議案第 57 号「山陽小野田市農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」議案書をもとに説明します。

令和 6 年 6 月 28 日付けで農地利用最適化推進委員の篠原佐二郎さんから辞任願いが提出されました。理由は、自宅敷地内で自動車で自損事故を起こして、息子さんから自動車の運転を禁止されたため、移動手段がなくなり、今後の活動ができないというものです。

最高齢でもあり、正当な事由があると認められますので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により同意を求めるものです。

ご審議の程お願いします。

議長

後任の方はどうするのですか。

局長

元々、高齢のため改選時に応募しないと言われていたましたが、後任が見つからず、事務局からお願いして継続していただいていたので、当面は空席の状態になるとは思いますが、今後、地域計画の話し合いを当該地区でも始めますので、地域の話し合いの出席者の中から後任者を探して、ある程度の目途がついてからホームページ等に掲載し、公募しようと思います。よって、現状は欠員となります。

議長

7 月からの利用状況調査はどうするのですか。

局長

事務局で対応する予定です。

議長

わかりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

議案第 57 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、辞任を承認することといたします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 | 次回の現地調査は、8月2日(金)9時から、藤田委員と國吉委員でお願いします。

第14回総会は、8月9日(金)13時30分からで、会場は保健センター
集団指導室です。

議長 | 以上をもちまして第13回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

お疲れ様でした。

午後2時25分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

4番委員

議事録署名委員

5番委員